

【法人用】自動車リサイクル法に基づく変更届出・廃業等届出の時の提出書類一覧

事業者の区分 変更事項等 提出書類	共通	引取業者・フロン類回収業者			引取業者	回収業者	解体業者・破砕業者						
	廃業等	名称、住所、 代表者の氏名	役員の氏名	事業所の名称 及び所在地	フロン類の有 無を確認する 体制	回収フロン類 の種類、回収 機の種類・能 力・数（注1）	名称、住所、 代表者の氏名	役員（注2） の氏名、住所	発行済株式総数 又は総出資額の 100分の5以 上を占める者の 氏名、名称、住 所	本支店代表者 や契約締結権 限のある使用 人の氏名、住 所	事業所の名称 及び所在地	事業の用に供 する施設の概 要	標準作業書の 記載事項
引取業者変更届出書（様式第二）又はフロン類回収業者変更届出書（様式第四）		●	●	●	●	●							
解体業変更届出書（様式第七）又は破砕業変更届出書（様式第十一）							●	●	●	●	●	●	●
廃業等届出書（別記様式第1号）	●												
欠格要件に該当しないことを誓約する書面（別記様式第2号の1（引取業者用）又は第2号の2（フロン類回収業者用））		●	●	●	●	●							
欠格要件に該当しないことを誓約する書面（別記様式第3号）							●	●	●	●	●	●	●
住民票の写し（本籍（外国人である場合は国籍等）、住所、生年月日が記載されたもので、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの。）（注6）								●	●注3	●			
登記事項証明書（注6、7）								●	●注3	●			
法人登記簿の謄本（注6）		●	●				●	●	●注4				
定款又は寄付行為							●						
株式数又は出資額を記載した書類									●				
施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図											△注5	△注5	
施設の所有権又は使用权原の証明書（土地の場合：公図の写し、登記簿謄本、借用契約書等）（建物の場合：登記簿謄本、借用契約書等）（破砕業用機械の場合：売買契約書、借用契約書等）											△	△	
事前協議終了の通知書の写し											○	○	
標準作業書の該当部分の写し													●
フロン類の有無を確認する体制を説明する書類				◎	●								
フロン回収機の所有権又は使用权原の証明書				◎		●							
回収機の種類・能力を説明する書類				◎		●							
廃業等した事業者と届出者との関係を証する書類	□												
廃業等の事実を証する書類	□												

△：事前協議を要する場合は、不要。

○：事前協議を要する場合のみ必要。

◎：事業所を増設する場合のみ必要。

□：知事（環境（森林）事務所）が必要と認める場合に、必要。

注1：フロン回収機の能力又は数の変更であって、回収フロン類の種類の変更がない場合は、届出不要。

注2：解体業者・破砕業者の役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく、法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。

注3：個人株主等の場合に必要。

注4：法人株主等の場合に必要。

注5：破砕業者において廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、不要。

注6：住民票の写し、登記事項証明書、法人の登記簿謄本については、変更届出日前3月以内に発行された原本で、かつ現在の状況が記載されたものとする。

なお、法人の登記簿謄本については、履歴事項全部証明書を提出してください。

注7：成年被後見人等に関する登記事項を証明した書類。登記されていない場合は、その旨の証明書をいう。

なお、成年被後見人等に該当する場合は、医師の診断書等を追加で提出していただく場合があります。